

昭和二十三年十一月一日から適用する。この場合において、「人事官」とある

宮内府長官 二八、八〇〇円

き計理士の業務を十年以上行つていた者は、会計士管理委員会規則

昭和二十四年一月五日印刷

昭和二十四年一月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

第七部

第四回参議院大藏委員会會議錄第六号

(五八)

昭和二十三年十二月十三日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○特別職の職員に俸給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○派遣議員追加に関する件

午前十一時二十一分開會

○委員長(櫻内辰雄君) 只今より開會いたします。議題は特別職の職員に俸給等に関する法律案であります。予備審査において相当御質疑があつたのでございますが、引続き御質疑があれば、御質疑を願ひたいと存じます。

○本村福八郎君 それは目下衆議院の方で一般職の方の給與がはつきりしないのですが、仮に五千三百三十円が撤回されて、六千三百円になつた場合のことは、恐らく考慮されていらないと思ふのですが、その關係はどうなつておりますか。

○政府委員(酒井俊彦君) お尋ねの点は、この特別職等の俸給の額につきましては、いわゆる五千三百三十四円案と申しますか、只今國會に提案になつております一般職の俸給と横衡をとつて俸給の月額を決めております。従いまして一般職の方の給與の法律が、修正されるというところに若しなますれば、この修正の仕方にもよりまますけれども、この方ももう一度再検討いたしまして、横衡のとれたものに或いは修正を要するかもしれないと存じます。

○黒田英雄君 この特別職の職員のうち、ここに第一條に掲げられて

うちの九に政務次官があるものであります。この政務次官が特別職であるというところはよろしいのですが、この別表のうちに政務次官は二万四千円というところに規定されておるのであります。が、政務次官は國會議員がなるものと申すのですが、若し國會議員の歳費が、これよりも以上に定められるやうなことがありますと政務次官の俸給を二万四千円に定めることは意味がないように考えられるのであります。勿論只今は一万八千円でありまますからよろしいやうであります。この給與水準の変更に伴つて、若し國會議員の歳費が増額されるやうなことになるやうなことで、若しこれ以上になれば、ちよつと意味がないやうに見えますが、併しこれは政務次官には地域給というやうなものがあると思ふのであります。そうするとそれが三割加われば、これは國會議員の歳費の決め方によつては或いはこれよりも以上になるかと思ふのですが、どういふやうな意味でお決めたのであつたのであります。その点を一つお伺ひしたいのであります。

○政府委員(酒井俊彦君) 政務次官の俸給月額の決め方につきましては、勿論これを立案いたしたときには國會議員の俸給月額が幾らになるかといふことはまだ予定が分つておりません。したもので、一万八千円が或程度は増額になるであらうけれども、これがどのくらいになるかという予定がつきません。まゝに二万四千円、これは從來政務次

官の俸給は一應一般職として最高級のところになつておつたのであります。それらの横衡をとりまして、二万四千円にいたしたわけでありまます。勿論これは勤務地手当が三割加算されるわけでありまます。若し國會議員の報酬の方がこの二万四千円よりも高いことになりますれば、政務次官には從來通り國會議員としての報酬をお受けになりまして、政務次官としての俸給は結局差額がないから受けないという恰好になるだらうと思ひます。

○黒田英雄君 大体分つたが、規定としては却つて意味がない、むしろ規定されるならば、政務次官は國會議員の歳費を受けて、その上に政務次官として又いろ／＼な仕事があるもので、それから上に出るであらうという方法をとられるなら大いに意味があると思ふのであります。こゝういふふうに二万四千円と決めて、國會議員は幾らに定めましか、それより上だつたらそれだけを加算するし、若し下だつたら國會議員の歳費だけで済ますといふのは、どうも規定としては私は徹底しないやうに思ふのであります。まあこの程度にして置きます。後は意見になりますから止めます。

○九鬼紋十郎君 この前の政府の方の答弁では今度の改正をしたのは、一律に從來の六割値上げをしたといふ説明であつたやうに聞いているのであります。が、昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案の予備審査のときの提案理由によりますと、一

般職は平均して四割五分の値上案を立てたのであつた、こゝういふことを申しているのではありません。そこに一般職員と特別職と、そゝういつた四割五分或いは六割といつたやうな差異ができてゐるの、どういふ意味によつて決められたものであります。御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) この特別職につきまして六割増額したと申しますのは、実はこの法律は從來認証官等について特別の俸給を決めておりましたのであります。その認証官等について決めておりました俸給の六割になつておるといふことであります。この認証官等の俸給は、いわゆる二万九千円ベース時代に制定されて、それが三千七百円ベースに一般職がなりまして、ときには改正せられなかつた、依然として現在二万九千円ベースのときのまま据え置かれておる、従いまして、それを六割増やす、一般職につきましては、三千七百円ベースに一遍なりまして、それに対して概ね四割五分、本俸だけで申しますならば三割二分でございますが、これは二万九千円ベースに比較いたしますと七割二分に當つております。従つて一般職と比較いたしまして、向うは二万九千円ベースに對して七割二分、特別職の方は六割で、上級者の方に多少増加率を減じた、こゝういふ關係になつております。

○委員長(櫻内辰雄君) 外に御質疑はございませんか。外に御發言もございませんか。……外に御發言もないうでありますから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

○委員(櫻内辰雄君) 速記を始めて。それではこれより討論に入ります。御發言はございませんか。……別に御發言もないやうでありますから、採決をいたします。原案通り可決することに賛成の方の御手を願ひます。

(総員挙手)

○委員長(櫻内辰雄君) 満場一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

○委員長(櫻内辰雄君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(櫻内辰雄君) 御署名は幾れは

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(櫻内辰雄君) 御異議ないものと認めます。

多数意見者署名
黒田 英雄 九鬼紋十郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
松嶋 喜作 木内 四郎
御井賢太郎 伊藤 保平
木村福八郎

ございませんか……。なしと認めます。

それからお諮りいたします。關西への議員派遣の承認要求をしたのであります。それが、それに木村樗八郎君を一名追加することにしたかと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それではさう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君

理事

黒田 英雄君

伊藤 保平君

九鬼紋十郎君

委員

松嶋 喜作君

木内 四郎君

油井賢太郎君

小宮山常吉君

高橋龍太郎君

木村樗八郎君

政府委員

大蔵事務官

給與局

第一課長

酒井 俊彦君

十二月十二日本委員会に左の事件を付託された。予備審査のための付託は十二月十一日)

一、特別職の職員の俸給等に関する法律案